

スウェーデンにおける個人情報の取扱いと保護に関する沿岸警備隊情報法

海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I 関係する法律

- 1 統治法・個人情報法
- 2 EU データ保護指令・公的事項及び秘密保護法・警察情報法

II 沿岸警備隊情報法概要

- 1 旧規則との違い
- 2 沿岸警備隊情報法の概要

おわりに

翻訳：沿岸警備隊情報法

はじめに

スウェーデン沿岸警備隊は、約 370 年の歴史を有する。1988 年までは税関に所属していたが、国防省の下に移り独立した機関となった。主な任務は、海洋監視、救援活動（環境保護、危機対応、国際的な協力を含む）、犯罪の捜査・防止・発見等の犯罪対策活動や、海洋に関連する研究等である。⁽¹⁾

沿岸警備隊情報法案は、政府提出議案 2011/12:45（関連する公的事項及び秘密保護法⁽²⁾の一部改正及び国際警察協働に関する法律⁽³⁾の一部改正を含む⁽⁴⁾）として、「沿岸警備隊における個人情報の処理に関する規則」⁽⁵⁾を廃止することに伴い、これを代替する法律として提案された。

同議案は、2012 年 3 月 15 日に国会を通過し⁽⁶⁾、沿岸警備隊情報法は、同年 5 月 1 日より施行された。

沿岸警備隊情報法の目的は、個人の不可侵性及びプライバシー保護を十分に尊重するとともに、効果的に沿岸警備隊の任務を遂行するため、同機関が有する個人情報のコンピュータ等を用いた取扱いのための枠組みを定めることである。個人情報の取扱いに際しては、取扱いの目的に応じて制限が課せられる。プライバシー保護の観点から、取扱いに特に慎重を要する情報（後述）を取り扱う場合には、厳しい条件が設けられ、原則的に犯罪対策活動目的での取扱いのみしか認められないこととなった。

スウェーデンは個人番号（personnummer）という識別番号を、各個人に 1 つずつ付与するという制度を採っており、個人情報の取扱いについては、世界的にみても早くから法制化が進められてきた。近年の個人情報保護に関する法改正としては、1995 年の欧州連合（EU）のデータ保護指令⁽⁷⁾や国際的な情報交換の必要性に沿ったものがある。

EU データ保護指令は、加盟国の公共の秩序や国家機密、各国の刑事法分野における活動については適用されないため⁽⁸⁾、スウェーデンは、この指令に沿った個人情報関係の法改正と同時に、警察や国税庁、沿岸警備隊等の犯罪対策活動に従事する各機関ごとの個人情報の取扱いに

(1) prop. 2011/12:45. Kustbevakningsdatalag, p.37. <<http://data.riksdagen.se/fil/B8897E86-CC7B-4646-A571-AF98F0A70C68>>

(2) offentlighets- och sekretesslag (2009:400)

(3) lag (2000:343) om internationellt polisiärt samarbete

(4) *op.cit.* (1)

(5) förordning (2003:188) om behandling av personuppgifter inom Kustbevakningen

(6) kustbevakningsdatalag (SFS 2012:145)

(7) 95/46/EC, 1995 O.J. (L 281) 31-50.

(8) *op.cit.* (1), pp.21-22.

ついて、それぞれに法令を制定した。この結果、警察等による犯罪対策活動における個人情報の取扱いに関しては複数の枠組みが作られることとなった。

その後、情報技術の発展に伴い、2000年代の中頃は、これらの犯罪対策機関相互の情報共有や各機関の活動を効果的に行うためには、特に警察と沿岸警備隊における個人情報の取扱いに関する法令を、1つの枠組みに統合する必要があると指摘された⁽⁹⁾。

この結果、まず、警察に関しては、2010年に警察情報法⁽¹⁰⁾が制定された。この法案審議においては、警察が沿岸警備隊と共同して活動を行う際の、沿岸警備隊による個人情報の取扱いについて、明確な規定を設ける必要があると言及された⁽¹¹⁾。

沿岸警備隊の活動領域は、地理的にも広大であり、任務の種類も犯罪対策活動を始め、海上保安、環境保護、水質汚染手数料事務、人命救助等さまざまな範囲に及んでいる。そのため、沿岸警備隊が有する情報の種類は多岐にわたっており、数多くの国内外の公的機関等との情報共有も行われている。

このような沿岸警備隊の特質を踏まえて、今回、新たな沿岸警備隊情報法が制定された。

I 関係する法律

1 統治法・個人情報法

(1) 統治法

個人情報については、スウェーデンの憲法的法律である統治法⁽¹²⁾に保護の規定がある。

統治法第1章第2条第1項で公権力による個人の自由及び尊厳の尊重を、第2章第6条第2項で同意なしの捜査や監視等個人的不可侵性への重大な侵害からの保護が定められる。第2章第21条及び第22条においては、第2章第6条の保護を制限できることが規定されているが、その制限は、「民主的社会において受け入れられる目的を満たしていることを理由としてのみ実施することができ」、「制限するに至る目的に照らして必要である範囲を超えてはならず、民主的社会の基礎の一つとしての自由な意見形成に対する脅威となるほど長期間にわたって延長されてはならない」こと、政治的、文化的、宗教的意見を理由とする制限は認められないことが、条件とされている。⁽¹³⁾

また、統治法第2章第19条では人権及び基本的自由の保護のための欧州条約（以下「欧州人権条約」という。）⁽¹⁴⁾に反してはならないことも規定されている。

(9) *ibid.*, p.29.

(10) *polisdatlag* (SFS 2010:361). 施行日は、2012年3月1日。これ以前に、EUデータ保護指令を受け、1999年に同名の法律が制定されていた。2010年の立法は、これを廃止し、新規に制定したものである。

(11) *op.cit.* (1), pp29-31.

(12) *regeringsform* (1974:152)

(13) スウェーデンの統治法上、人権には憲法でなければ制限できない権利と、制限できるが、それに際しては立法による特別措置がなければならぬ権利とがある。前者を「絶対的権利」、後者を「相対的権利」と呼ぶ。統治法第2章第20条に掲げる宗教の自由を除く6つの意見の自由、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護、国内を移動する自由及び裁判の公開は、「相対的権利」であり、同法同条第21条及び第22条の条件を満たせば、制限することができる。山岡規雄『各国憲法集(1) スウェーデン憲法』(調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ⑦) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, pp.7-8, 22-24, 27.

(14) *Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms*, Nov. 4, 1950. リスボン条約(Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community, Dec. 13, 2007)によるEU条約の改正に伴い、EU条約第6条において、欧州人権条約の基本権はEU法の一般原則を構成することが定められた。

(2) 個人情報法

個人番号制度は、1947年に住民登録が家族単位から個人単位に変更された際に導入された制度であり、現在では、(スウェーデン人、外国人を問わず)住民登録をした者に対し、10桁の個人番号が付与される。この番号に基づき、匿名で各人に固有の様々な情報が入力される⁽¹⁵⁾。スウェーデンでは、この個人番号の付与がコンピュータ化されるようになった1960年代終わりから、公文書データを利用する際の制限につき、政府の検討が始まった。当時から、スウェーデンでは、個人番号をキーとして公的な情報も高度に開放されており、これらと私的な情報が容易に連結できる状況にあった⁽¹⁶⁾。また、この検討においては、個人のプライバシーの問題と併せて、情報公開と秘密保護との関係も念頭に入れられていた。

このような検討の結果、1973年に政府提出議案のデータ法⁽¹⁷⁾が成立した。この法律では、個人情報が蓄積され、予期せぬ目的に利用される可能性に鑑み、プライバシー侵害を防ぐために、データ検査院という個人情報取扱いの規制を所管する機関が設けられた。

その後、データ法は廃止され、EUのデータ保護指令に準拠した個人情報法⁽¹⁸⁾が制定された。個人情報法の目的は、個人情報の取扱いに伴う個人の不可侵性の侵害からの個人の保護と

され、個人情報のデジタル処理について、本人の同意が必要であることや、公的機関が適法な行政事務に情報を利用する場合には、同法の適用が除外されること等が定められた。⁽¹⁹⁾

個人情報法は、個人情報に関する一般法であり、特別法が定められれば、その規定が優先される。また、前述のとおり、同法は、EUデータ保護指令に準拠するために制定されたもので、同指令が対象としていない公共の秩序や国家機密、各国の刑事法分野における活動については規定していない。これらの事項について、特別法に当たる様々な法令が制定された。その中の1つが、沿岸警備隊の個人情報の処理に関する規則であった。今回、これを廃止し、新たに制定されたのが、沿岸警備隊情報法である。

2 EUデータ保護指令・公的事項及び秘密保護法・警察情報法

(1) EUデータ保護指令

ヨーロッパにおける個人情報保護に関する規定として、古くは、欧州評議会による欧州人権条約がある。この条約では、第8条で公的機関からの私生活の尊重、第13条で公的機関による侵害からの救済が定められている。さらに、同評議会は、個人情報保護条約⁽²⁰⁾を採択し、同条約は1985年に発効している。また、経済協力開発機構(OECD)も1980年にプライバシー

(15) 鈴木雅人「スウェーデンにおける住民登録番号制度と個人情報保護制度の現状」『法学セミナー』No.578, 2003.2, pp.50-53; 平松毅「スウェーデンの個人情報保護」『季刊行政管理研究』44号, 1988.12, pp.3-16.

(16) 主にダイレクトメール等に利用するため住民に関する情報を集中管理するSparという民間会社があり、個人情報を国税庁から入手するなどしている。利用者は、例えば、出生地、国籍、移民・非移民の別等重大な人権侵害を引き起こしかねない取扱いに慎重を期する情報については、利用が厳しく制限されている。

(17) datalag (1973:289). 情報保護法とも訳される。

(18) personuppgiftslag (1998:204). 個人情報保護法との訳語もある。

(19) その他、個人情報代理人制度が導入され、個人情報法の対象範囲がアナログデータまで拡大される等の制度変更がなされた。詳細については、菱木昭八朗「スウェーデンの新しい個人情報保護法について」『比較法研究』61号, 1999, pp.158-166. また、個人情報保護法の邦訳については、同訳「個人情報保護法」菱木スウェーデン法研究所ウェブサイト〈http://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/hishiki_db/thj0090/personaldataact.html〉を参照。

(20) Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data

ガイドライン⁽²¹⁾を採択しており、1995年のEUデータ保護指令はこれらの流れの結果、策定されたものである。⁽²²⁾

(2) 公的事項及び秘密保護法

スウェーデンの憲法的法律の1つである出版の自由に関する法律⁽²³⁾の第2章「公文書の公開」では、公文書へのアクセス権の保障、公文書の定義、公文書の開示請求手続等が規定されている⁽²⁴⁾。同法同章第2条の規定では、請求対象は、「文字又は図画による制作物及び技術的補助手段によってのみ、読み、聞き、又は他の方法で理解することのできる記録」⁽²⁵⁾とされ、コンピュータ処理された情報であっても公文書に含まれるとされている。しかし、同章第13条の規定により、請求できるのは情報そのものであり、公的機関は、一般公衆によるデータベース等への直接的なアクセス（データベース等に直接接続して情報検索が可能であること等）を認める義務を有していない。

このような情報公開を制限する場合の規定、すなわち、同法の適用除外が同章第2条である。情報公開の制限可能な場合を、限定的に7つ列挙し、実際の制限に際しては、特別法を制定し、特定しなければならないと規定する。この特別法が、公的事項及び秘密保護法⁽²⁶⁾である。⁽²⁷⁾

(3) 警察情報法

個人情報法第21条では、EUデータ保護指令を受け、特に犯罪対策活動に際して個人情報を取り扱う場合の特則が定められた。警察、国税庁、税関、沿岸警備隊等、犯罪対策活動を行う各公的機関については、前述のとおり、これらの個人情報の取扱いに関する各種の法令類が制定されてきた。これらを統一的に再構築するかどうかとも検討されてきたが、最終的には、そのような方向はめざされず、警察における個人情報の処理については1998年に警察情報法⁽²⁸⁾が制定されることとなった。

この警察情報法は、警察の犯罪対策活動における個人情報処理のみを規定しており、脆弱性が指摘されていた。そこでこれを廃し、2010年新たに制定された同名の法律⁽²⁹⁾では、公的機関間の情報共有や情報交換を認める場合とその条件等の規定が補われた。⁽³⁰⁾

II 沿岸警備隊情報法概要

1 旧規則との違い

今回の沿岸警備隊情報法が制定される前は、沿岸警備隊における個人情報処理については、個人情報法と沿岸警備隊における個人情報の取扱いに関する規則（以下「旧規則」という。）で規定されていた。

(21) Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data

(22) *op.cit.* (1), pp.22-24.

(23) tryckfrihetsförordning (1949:105). 出版の自由に関する法律の第2章と個人情報法が抵触する場合には、個人情報法は適用されず、出版の自由に関する法律の第2章以外の部分と個人情報法が抵触する場合には、抵触する限度において、前者が後者に優先する旨が、個人情報法第7条及び第8条に明記されている。

(24) 山岡 前掲注(13), pp.5-6.

(25) 同上, p.66.

(26) *op.cit.* (2)

(27) 平松毅「スウェーデン」『比較法研究』No.48, 1986.10, pp.29-32. ただし、同論文中の秘密保護法は、現在廃止され、現在は公的事項及び秘密保護法となっている。

(28) polisdatlag (1998:622)

(29) *op.cit.* (10)

(30) *op.cit.* (1), pp.29-32.

旧規則は、個人情報法が対象としている分野を超えるものについて定める規則という形を取っており、犯罪捜査、監視・監督活動及び水質汚染手数料に関する沿岸警備隊の任務における個人情報の取扱いが対象とされたものである（それ以外の取扱いについては、個人情報保護法において規定されていた。）。

旧規則では沿岸警備隊の保有する個人情報について、まず、共通にアクセス可能な情報と特定のグループのみがアクセスできる情報とに分けていた。そして、共通にアクセス可能な情報であっても、アクセス権限を持つ職員は特に限定され、アクセス時に用いることのできる検索語が制限される規定等が設けられていた。⁽³¹⁾

また、旧規則は、共通にアクセス可能な情報へ直接的にアクセスできる公的機関として警察庁、地方の警察機関、経済犯罪検察機構、国税庁、税関、高等検察庁を指定していた。しかし、直接的なアクセスにより入手可能となる個人情報の種類に関しては規定しておらず、様々な公的機関の所掌を横断し、個人情報の登録に関する制定法を系統的に統合する規定や秘密保持の侵害に関する規定も有していなかった。⁽³²⁾

沿岸警備隊情報法制定に際しては、2003年の旧規則制定時より発達した情報技術に柔軟に対応し、沿岸警備隊の活動を今後も効率的に行うことができるよう、技術の種類に左右されない規定が必要となった。また、沿岸警備隊職員が、その職務に必要な情報へ効率的にアクセスし、犯罪対策を行う他の公的機関や外国の機関・国際機関との情報交換を行うためには、旧規則の

ような個人情報処理担当者が細かく制限されるような枠組みの不便さを解決する必要もあった。

沿岸警備隊が取り扱う個人情報は多岐にわたっており、慎重な取扱いを要する情報も多くの割合で含まれ、重大な人権侵害を引き起こす可能性がある。犯罪対策活動においては、これらの情報の取扱いが不可欠となるため、上述したような統治法、欧州人権条約その他で保護される個人の不可侵性の保障、プライバシー保護とのバランスをとって効率的に利用されなければならない。新法の制定に当たり、情報の種類に応じた取扱いを定めるという方法も考えられたが、種類が異なる情報が、同じ作戦的活動で用いられることもあり、その場合の担当者が同じである場合もある。このように沿岸警備隊の活動は、縦割りではなく、活動ごとに独立的に行われる特徴がある。そのため、情報ごとではなく、個人情報の取扱いが、どの活動においてなされるかによって分け、その中でどのような種類の個人情報を取り扱うのかを定める方法が望ましいと判断された⁽³³⁾。

そこで、新法では、沿岸警備隊において個人情報を取り扱う際の目的に応じた規制を行い、個人情報の中でも重大な人権侵害を引き起こす可能性が高く、慎重な取扱いを要する情報をどう処理するか等の個人情報の種類分け、個人情報への直接的なアクセスが認められる公的機関の種類、直接的なアクセスが認められる場合の目的と、それに応じて、取扱いが認められる個人情報の種類、個人情報の保管期限・廃棄について明確に定めることとされた⁽³⁴⁾。

(31) 沿岸警備隊には、多様な情報の種類別に10ほどのデータベースがある。例えば、船舶の特徴や画像などのデータベース、警察機関へ報告する犯罪などについての報告をまとめたデータベース、諜報情報を蓄積したデータベース（独自に諜報活動を行うわけではない）、海洋科学関係の研究に関するデータベース等である。op.cit.(1), pp.50-52.

(32) *ibid.*, pp.27-28.

(33) *ibid.*, p.39.

(34) *ibid.*, pp.27-67.

2 沿岸警備隊情報法の概要

沿岸警備隊情報法は、次の5章からなる。⁽³⁵⁾

第1章 目的及び適用範囲

個人の不可侵性の保護と沿岸警備隊の効率的な職務遂行とのバランスを取ることが、この法律の目的である。また、沿岸警備隊の各作戦的活動において個人情報（法人の情報も含む）を取り扱う際の、この法律の適用について規定する⁽³⁶⁾。

第2章 総則

旧規則とは異なり、この法律が個人情報法に優先することを明記する。ただし、個人情報法の規定が適用される場合もあり、それについては、第2条で列挙する。

沿岸警備隊は、隊が個人情報を取り扱う場合の個人情報法上の個人情報管理者（個人情報処理の際、その目的や方法を決定する権限を有する者）となり、同法上の個人情報代理人の選出権限が付与される。

個人情報へのアクセスは、沿岸警備隊の各職員がその職務を遂行するために必要な範囲内に制限されることも明記されている。

旧規則と同様、特に重大な人権侵害のおそれがあり、取扱いに慎重を要する個人情報の種類を人種、民族的出自、政治的思想、宗教的若しくは思想的信条、労働組合加入・未加入の別、健康又は性的生活と定義する。これらについて知ることを目的とした個人情報の取扱いを禁止する。ただし、別の理由で必要な場合、その目的にとって不可欠であれば、情報の取扱いが認められる。

沿岸警備隊における個人情報の取扱いは、犯

罪対策活動に関係する場合、その他の作戦的活動に関係する場合及び前2者のための事務処理において必要な際になされる場合の3つに分けられる。

第3章 法執行活動における個人情報の取扱い

沿岸警備隊の犯罪対策活動における個人情報の取扱いについて規定するが、取扱いの目的に応じ、2つの場合に分けられている。

第1は、法令で定められる沿岸警備隊の任務である犯罪対策活動を遂行するにあたり、取扱いが必要とされる場合である。この場合には、次の3つがある。①犯罪行為の防止、阻止又は発見のために必要とされる場合で、沿岸警備隊の任務では、例えば、飲酒運転・航行への介入や船舶からの汚染の取締に関する事項等であり、特定の犯罪に対する捜査や訴追のために不可欠であるもののことを指す。そのため、例えば、諜報活動などは、これに含まれない。②犯罪の捜査又は訴追のために必要とされる場合。これは訴訟法典⁽³⁷⁾上の「捜査」、「捜査開始前手続」等を行うことを指す。③国際協力上、沿岸警備隊の犯罪対策活動において、国際的役割を遂行するために必要とされる場合である。

第2は、第1の犯罪対策活動の遂行上必要とされる場合において集積した情報を、個人又は他の公的機関に対し、次に掲げる二次的な目的で提供する場合である。①警察庁等とともに行う犯罪対策活動のため、②外国の公的機関や国際機関とともに行う犯罪対策活動のため、③犯罪対策活動以外の沿岸警備隊の活動のうち、水質汚染手数料に関する調査や決定を行うため、④法令で規定される沿岸警備隊の責任として、他の国内の公的機関の活動を支援するためや省

(35) *ibid.*, pp.60-189.

(36) 個人情報法上の個人情報は、生きている一般人の情報のみを指し、個人情報法は、法人には適用されないが、沿岸警備隊情報法では、法人の情報も対象としている。

(37) rättegångsbalk (1942:740)

庁横断的な犯罪対策活動のため。

なお、第1の場合で取り扱われる個人情報であっても、議会等に対する情報提供に必要な場合には、その取扱いは認められる。第1における③の場合には、国益に反しない範囲内で、外国の公的機関又は国際機関に対する個人情報の提供も認められる。それらの機関は、法律上に限定列举されており、国際刑事警察機構、欧州刑事警察機構、国際刑事警察機構加盟国の警察機関・高等検察庁、欧州経済領域（EEA）の沿岸警備隊・税関とされる。

犯罪対策活動において取り扱われる情報の中には、プライバシー侵害を引き起こす可能性が高いものも多い。これらの情報の拡散が懸念されるため、必要性が高い場合に限り、情報の取扱いを認める形となっている。

第4章 法執行活動において共通にアクセス可能な情報

1年以上の拘禁刑に処せられる犯罪又は組織的な犯罪行為の容疑がかけられる者の個人情報は、深刻な犯罪行為にかかわる情報であり、そのような犯罪活動と関連して取得される情報である。そのため、沿岸警備隊の犯罪対策活動において、共通にアクセス可能とされる³⁸⁾。

犯罪の捜査又は訴追に関しての個人情報についても、共通にアクセス可能とされる。検察官が、沿岸警備隊の犯罪対策活動において必要な捜査の指揮を取る際に必要であるためである。

国際協力のため、任務遂行に有効である場合は、沿岸警備隊の犯罪対策活動における個人情報は、共通にアクセス可能となる。沿岸警備隊が、日常職務として、パスポートや車両、美術品等の盗難といった情報を国際刑事警察機構等と取り交わすための措置である。

沿岸警備隊の管理センターへ報告される個人情報も、犯罪対策活動において共通にアクセス可能とされる。

犯罪行為の容疑に関係しているとされる者の情報は、その件に関する情報提供者の信頼性、情報の正確性についての情報を伴わなければならない。

第2章で規定される取扱いに慎重を要する個人情報（人種、民族的出自、政治思想、宗教的若しくは信条的思想、労働組合加入・未加入の別、健康又は性的生活）は、犯罪対策活動の際、共通にアクセスされる個人情報を検索する場合に、検索語として用いてはならない。ただし、人の外観を描写する情報を検索する場合と犯罪を分類する際の利用は認められる。

氏名、個人番号等は、取扱いに慎重を要する個人情報ではないが、これらによる検索は、共通にアクセス可能な情報に対してのみ認められ、検索対象者が、犯罪の容疑者、行方不明者、犯罪被害者、犯罪や事件の証人、重度な身体的危険にさらされるおそれがある者等としての登録がされている場合に限定される。

沿岸警備隊の犯罪対策活動において取り扱われる個人情報に、他の公的機関等が直接的にアクセスすることは、アクセスする他機関による人権侵害の可能性や、犯罪対策活動においてのみ取扱いが認められる取扱いに慎重を要する情報が、拡散・集積して人権侵害が発生するおそれが高いため、この法律で限定的に定める機関（警察庁、地方警察、経済犯罪検察機構、高等検察庁、税関及び国税庁）以外には、認められない³⁹⁾。直接的なアクセスが認められるには、その必要性が確実に存在することが条件とされる。また、その機関の秘密保持体制も考慮される。

沿岸警備隊の犯罪対策活動における個人情報

³⁸⁾ 旧規則では2年以上の拘禁刑に処せられる犯罪容疑に関係して得られる個人情報とされていた。

³⁹⁾ 旧規則では、犯罪対策活動に従事する他の公的機関も、沿岸警備隊のデータベース等に直接的なアクセスを認められていた（うち、いくつかの機関にアクセス制限が課せられていた）。

に、外国の機関からの直接的なアクセスを認めるかどうかについては規定を設けていない。警察情報法第2章第21条では、欧州刑事警察機構等の外国の公的機関や国際機関が警察の犯罪対策活動における電子的な個人情報に直接的なアクセスができるかどうかについて、議会や政府の承認を経た協定やEU法に従い必要であれば、政府が規則等を制定できるという規定を置いている。しかし、これは、後述するように、現在EUで、データ保護指令を廃止し、これに代わるEU規則を制定し、データ保護に関するEU法を整備する動きや、犯罪や訴追を所管する機関による個人情報処理に関するプライバシー保護等について規制する指令案を提案する動きがあることを念頭に入れた規定であった。沿岸警備隊情報法に、警察情報法と同様の規定を置かなかった理由は、欧州刑事警察機構等による直接的なアクセスが想定されるような警察におけるDNAデータベースや指紋データベースに類似するものを、沿岸警備隊が有していないことが理由とされている⁽⁴⁰⁾。

第5章 他の作戦的活動における個人情報の取扱い

沿岸警備隊の犯罪対策以外の作戦的活動における個人情報の取扱いは、その目的に応じて定められる。沿岸警備隊の作戦的活動においては、①公の秩序と海洋監視の遂行の目的、②海難救助任務の目的、③民間の海洋情報を関連する公的機関へ提供する目的、④水質汚染手数料に関する調査・決定等の目的、⑤国際協力の枠組みにおける責務の遂行の目的に限って、個人情報の取扱いが認められる。犯罪対策活動以外の目的で処理される個人情報には、取扱いに慎重を要する性質の情報は少ないが、情報の拡散や集

積の恐れがあるためである。

また、情報提供が目的である場合にも、個人情報の取扱いが認められる。これについては、次の3つに限定される。①沿岸警備隊の犯罪対策活動のための情報提供、②法令の定めにより、沿岸警備隊が特定の情報提供について遂行する責任を負っているか、省庁横断的な活動の枠組みを通じて行う義務を有しており、それに基づく情報提供、③外国の公的機関による類似の活動の下にある場合に必要となる情報提供。

取扱いに慎重を要する個人情報は、通常之作戦的活動では用いる必要はないが、犯罪対策活動における場合と同様に、個人情報を検索する場合の検索語とすることを禁止する規定を置く。

犯罪対策活動以外の作戦的活動で取り扱われる個人情報への、他機関による直接的なアクセスは、①公の秩序と海洋監視の遂行の目的、②海難救助任務の目的、③民間の海洋情報を関連する公的機関へ提供する目的、④水質汚染手数料に関する調査・決定等の目的、⑤国際協力の枠組みにおける責務の遂行の目的でのみ認められる。この場合、共通にアクセス可能な情報のみが対象となる。このようなアクセスが認められる国内外の公的機関は、政府が法令等により定める。

国内外の公的機関等に、沿岸警備隊が犯罪対策活動以外の作戦的活動で処理した個人情報を提供する場合、データベース等への直接的なアクセスを通じた情報提供及び直接的なアクセスを通じない情報提供の範囲については、政府が法令等で定める。通常之作戦的活動に関する場合は、犯罪対策活動において取り扱われる情報と比べ、人権侵害等の危険が比較的低いため、細則は、政府の定める法令等に委任されている。

(40) *op.cit.* (1), pp.139-140.

おわりに

各住民に個人番号を付与する制度を有するスウェーデンにおいて、個人情報の保護の問題は、他国に比しても早い段階から、特色ある法整備が進められてきた。EU データ保護指令が制定されてからは、個人情報に関連する自国の制度を EU 法に適合させたものへと改正している。

近年の個人情報保護法制に関するスウェーデン独自の動きとしては、例えば、職場における個人情報の保護について、雇用者による労働者に対する職場でのプライバシー侵害に考慮した新たな法案の提出が検討されていること等があげられる⁽⁴¹⁾。個人情報法を改正し、労働者の犯

罪歴等の個人情報を雇用者が入手することや労働者への IQ テストの実施等を禁止する内容である。

EU においても、個人情報保護をめぐる新たな動きが始まっている。2012 年 1 月に、EU データ保護指令を廃止し、新たに EU 規則としてデータ保護を規定するための新しい規則案が提案された⁽⁴²⁾。これに加えて、犯罪の防止、捜査、発見若しくは訴追又は刑の執行を所管する機関による個人情報処理に関するプライバシー保護と情報の自由な流通に関する指令案⁽⁴³⁾も提案されており、スウェーデンの警察情報法や沿岸警備隊情報法に対して、今後影響を及ぼす可能性も考えられる。

(いび みえこ)

(41) betänkande integritetsskydd i arbetslivet (SOU 2009:44)

(42) COM (2012) 11 final (Jan. 25, 2012).

(43) COM (2012) 10 final (Jan. 25, 2012).

沿岸警備隊情報法

Kustbevakningsdatalag (SFS 2012:145)

海外立法情報課 井樋 三枝子訳

【目次】

第1章 目的及び適用範囲

目的 (第1条)

適用範囲 (第2条～第5条)

第2章 総則

個人情報法との関係 (第1条、第2条)

個人情報へのアクセス (第3条)

個人情報の保護 (第4条)

個人情報代理人 (第5条)

個人情報の取扱い (第6条)

慎重な取扱いを要する個人情報の取扱い (第7条)

自動化された取扱いのための媒体による提供 (第8条、
第9条)

取扱いに際しての基本的な要件 (第10条)

第3章 法執行活動における個人情報の取扱い (第1条)

目的 (第2条、第3条)

保存と廃棄 (第4条、第5条)

情報の提供及び情報の保護 (第6条～第8条)

第4章 法執行活動において共通にアクセス可能な情報

共通にアクセス可能な個人情報 (第1条)

特別の情報 (第2条、第3条)

検索 (第4条～第6条)

直接的なアクセス (第7条)

犯罪の捜査又は訴追の際の個人情報の保存 (第8条～
第12条)

その他の個人情報の保存と廃棄 (第13条、第14条)

第5章 他の作戦的活動における個人情報の取扱い

目的及び共通にアクセス可能な情報 (第1条～第3条)

検索 (第4条)

直接的なアクセス (第5条)

情報の提供 (第6条)

保存と廃棄 (第7条)

第1章 目的及び適用範囲

目的

第1条

(1) この法律は、沿岸警備隊が、その作戦的活動において、取扱いの目的に応じた方法で個人情報を取り扱うこと、また、そのような取扱いにおける、個人の不可侵性の侵害から人を保護できるようにすることを目的とする。

適用範囲

第2条

(1) この法は、次の各号に掲げる沿岸警備隊の作戦的活動における個人情報の取扱いについて、適用する。

1. 犯罪対策

2. 前号の他の海洋の監視

3. 救助活動

4. 民間が必要とする海洋監視の調整及び民間の海洋監視の仲介

5. 国際協力

(2) この法律は、取扱いの全部若しくは一部が自動化されているか、又は特定の基準に従った検索若しくは編集のためのアクセスを可能とするような個人情報の組織的収集の一部であるか、若しくは一部であることが想定される個人情報についても適用する。

(3) 国際的な警察協力に関する法律 (2000:343)⁽¹⁾ 及び当該法律に関連して、政府が定める法令中で、個人情報の取扱いに関する国際協定に従った特別規定が存在する。それらの条文中、この法律における規定と異なる規定がある場

(1) lag (2000:343) om internationellt polisiärt samarbete. 以下、注は訳者による。

合には、この法律の規定にかかわらず、それらを適用する。

第3条

- (1) 次に掲げる個人情報に関する規定は、法人の情報の取扱いについても適用する。
1. 第2章第3条の個人情報へのアクセス
 2. 第2章第4条の個人情報保護
 3. 第3章第2条及び第3条並びに第5章第1条及び第2条の取扱いの目的
 4. 第3章第4条及び第5条並びに第5章第7条の保存と廃棄
 5. 第4章第1条、第2条、第8条から第11条まで及び第14条の共通にアクセス可能な個人情報

第4条

- (1) この法律において、共通にアクセス可能な情報とは、沿岸警備隊の作戦的活動において、共通にアクセス可能で、又はアクセス可能であった個人情報及び公的機関内の限られた者のみが取扱いの権限を有する場合よりも多くの者がアクセスする個人情報をいう。

第5条

- (1) 第2章に、個人情報の取扱いに関する総則を設ける。
- (2) 第3章及び第4章に、沿岸警備隊の犯罪対策活動における個人情報の取扱いに関する規定を設ける。
- (3) 第5章に、犯罪対策以外の作戦的活動における個人情報の取扱いに関する規定を設ける。

第2章 総則

個人情報法との関係

第1条

- (1) 第2条に規定する場合を除き、個人情報法(1998:204)の規定にかかわらず、この法律を適用する。

第2条

- (1) この法律又はこの法律に付随して定める法令に従い、個人情報を取り扱う場合には、次の各号に掲げる個人情報法(1998:204)中の規定を適用する。
1. 第3条の定義
 2. 第8条の公開方針関係規定
 3. 第9条の個人情報の取扱いの基本的要件、ただし、第1項(i)及び第3項を除く。
 4. 第22条の個人番号及び整理番号⁽²⁾の取扱い
 5. 第23条及び第25条から第27条までの国民登録の情報
 6. 第28条の訂正
 7. 第30条、第31条及び第32条第1項の取扱いの安全性
 8. 第33条から第35条までの第三国への個人情報の移送
 9. 第38条から第41条までの個人情報代理人⁽³⁾
 10. 第42条の特定の取扱いに関する公共への告知⁽⁴⁾
 11. 第43条、第44条、第45条第1項及び第47条の監督官庁の内部代理権
 12. 第48条の損害賠償
 13. 第51条第1項、第52条第1項及び第53条の上訴

(2) samordningsnummer. 国民登録(folkbok)を行わない短期滞在者の番号。

(3) pesonuppgiftsombud. 個人情報管理者の監視を行う者で、個人情報法に定めるもの。

(4) 自動的に取扱いされ、かつ、監督官庁に届出のない個人情報について、一般公衆からの開示要求に応じること。

- (2) 個人情報法が、この法律又はこの法律に付随して定める法令に従い廃棄される場合には、個人情報法第8条第2項の規定を適用しない。
- (3) 個人情報法第23条に基づく情報の取扱いが、画像又は音声の個人情報の収集である場合、情報は、破棄される必要はない。そのような情報が騒音に関連して、収集される場合もまた、情報は破棄される必要はない。状況によっては、情報を破棄する期限を設けない。
- (4) 個人情報法第44条又は第45条による禁止は、過料を伴ってはならない。

個人情報へのアクセス

第3条

- (1) 個人情報へのアクセスは、任務の遂行を可能とするために各公務員が必要とするものに、常に限る。
- (2) 政府又は政府が定める公的機関による個人情報へのアクセスについては、詳細を法令で定める。

個人情報の保護

第4条

- (1) 沿岸警備隊は、当該機関が遂行する個人情報の取扱いについての個人情報管理者⁽⁵⁾となる。

個人情報代理人

第5条

- (1) 沿岸警備隊は、1人以上の個人情報代理人⁽⁶⁾を選出することができる。
- (2) 個人情報法（1998:204）により、個人情報代理人が選出され又は辞職する場合には、個人情報管理者は、監督官庁へ通知する。

個人情報の取扱い

第6条

- (1) 第3章及び第5章において定める目的に加え、個人情報は、次の各号に掲げるいずれの作戦的活動においても取り扱われる。
 1. 登録のために取扱いが必要である場合
 2. 情報が、通報等においてもたらされ、その取扱いが公務員等の公的業務の過程において必要である場合

慎重な取扱いを要する個人情報の取扱い

第7条

- (1) 対象となる者の人種、民族的出自、政治的思想、宗教的若しくは思想的信条、労働組合加入・未加入の別、健康又は性的生活について知るために、特定の者の情報を取り扱ってはならない。
- (2) 個人についての情報が、（前項と）別の理由で取り扱われる場合に、その取扱いの目的上、絶対に必要なものは、前項に規定するような情報をもって補完することができる。また、前項に規定する情報は、第6条の規定に基づく取扱いをすることができる。
- (3) 個人の外観を表示する情報は、人権を尊重した客観的な方法により作成されなければならない。

自動化された取扱いのための媒体による提供

第8条

- (1) 個々の個人情報については、自動化された取扱いのための媒体による引渡しをすることができる。その他当該媒体により情報を引き渡す場合については、政府が法令で定める。

(5) personuppgiftsansvarig. 個人情報取扱いの目的・方法を決定することができる者で、個人情報法に定めるもの。

(6) personuppgiftsombud. 個人情報管理者によって選任され、個人情報の取扱いが適法かつ適正な方法であるか否かを独立して監視する者で、個人情報法に定めるもの。

第9条

- (1) 直接的なアクセスによる（情報の）提供は、この法律に定める範囲内に限る。
- (2) 直接的なアクセスに関する規定は、第4章第7条及び第5章第5条に設ける。

取扱いに際しての基本的な要件

第10条

- (1) 個人情報、当該取扱いが犯罪捜査又はその他の作戦的活動に関係していることが明確であるような方法で取り扱われる。

第3章 法執行活動における個人情報の取扱い

第1条

- (1) この章の規定は、犯罪対策活動において沿岸警備隊が個人情報を取り扱う場合に適用される。共通にアクセス可能な情報の取扱いについては、併せて、第4章も適用される。

目的

第2条

- (1) 沿岸警備隊の犯罪対策活動において、次の各号に掲げる事項を行う必要がある場合に、個人情報の取扱いを認める。
 1. 罪となる行為の防止、阻止又は発見
 2. 犯罪の捜査又は訴追
 3. 国際的事業から生じる任務の遂行

第3条

- (1) 前条の規定に従い取り扱われる個人情報は、次の各号に掲げる活動に必要と認められる情報の提供に不可欠である場合には、取り扱うことができる。
 1. 警察庁、地方の警察機関、経済犯罪検察機構、高等検察庁、税関及び国税庁とともに行う犯罪対策活動
 2. 外国の公的機関又は国際機関と共同で行う犯罪対策活動

3. 次に掲げる活動で、沿岸警備隊によるもの
 - a) 水質汚染手数料に関する事務の管理及び決定
 - b) 法律又は政令に基づく監督及び管理
4. その他、次に掲げるいずれかによる公的機関の活動
 - a) 法律又は政令に定めるところにより、沿岸警備隊が特定の情報により、公的機関を支援する責任を負っている場合
 - b) 犯罪に対する省庁横断的な共同活動のための枠組みを通じて、情報が提供される場合

- (2) 議会及び政府へ情報を提供すること並びに情報提供義務の履行に必要である場合は、前条に基づく取扱いがなされる個人情報についても、取り扱うことが認められる。
- (3) 前条に従い取り扱われる個人情報は、個々の場合において、情報が収集される目的と矛盾しない目的である場合は、第1項及び前項において定める以外の目的での情報提供のための取扱いも認められる。

保存と廃棄

第4条

- (1) 個人情報は、この章において定められる1以上の目的のために必要とされるよりも長い期間にわたって保存されてはならない。
- (2) 取扱いが自動化される情報について、保存が認められる期間に関する規定は、次の各号に掲げる箇所に設ける。
 1. 共通にアクセスされない情報については、第5条において設ける。
 2. 共通にアクセスされた犯罪の捜査又は訴追に関する問題における情報については、第4章第8条から第12条までにおいて設ける
 3. 前号の規定を超える共通にアクセスされ

たその他の情報については、第4章第13条及び第14条において設ける。

- (3) デジタルアーカイヴィングについては、政府が法令で定める。

第5条

- (1) 特定の案件について、個人情報の取扱いが自動化されており、共通にアクセスされていなかった場合、その情報は、当該案件の完了後、遅くとも1年で消去されなければならない。特定の案件に関連しない個人情報の場合には、当該情報は、最初に取り扱いが自動化されてから少なくとも1年で消去されなければならない。
- (2) 前項の規定は、犯罪の捜査又は訴追に関する問題には適用されない。
- (3) 政府又は政府が定める公的機関は、歴史的、統計的又は学術的目的であれば、第1項と異なる個人情報保存を実施することに関する法令を制定することができる。

情報の提供及び情報の保護

第6条

- (1) スウェーデンの国益に反しない場合には、個人情報は、次の各号に掲げる団体のいずれに対しても提供できる。
1. 国際刑事警察機構
 2. 欧州刑事警察機構
 3. 国際刑事警察機構加盟国の警察機関又は高等検察庁
 4. スウェーデン以外の EEA 加盟国⁽⁷⁾の沿岸警備隊又は税関
- (2) 前項の規定に従い、公的機関又は組織が犯罪を防止し、阻止し、捜索し、捜査し、又は訴追することができるようにするため、必要に応じ、個人情報を提供することができる。

議会の承認を得てスウェーデンが加盟国となった国際協定に規定されている場合は、さらに外国の公的機関又は国際機関に情報の提供ができる。

第7条

- (1) 警察庁、地方の警察機関、経済犯罪検察機構、高等検察庁、税関及び国税庁は、公的事項及び秘密保護法(2009:400)⁽⁸⁾第21章第3条第1項及び第35章第1条に規定する秘密であっても、これらの公的機関が所管する犯罪対策活動において必要な場合は、共通にアクセス可能な又はアクセス可能であった個人情報を取り扱う権限を有する。

第8条

- (1) 第6条及び第7条に定める以外の場合の個人情報の提供については、政府が法令で定める。
- (2) 情報提供を認める場合に関する規定は、公的事項及び秘密保護法(2009:400)にも設けるものとする。

第4章 法執行活動において共通にアクセス可能な情報

共通にアクセス可能な個人情報

第1条

- (1) 次の各号に掲げる個人情報は、沿岸警備隊の犯罪対策活動において、共通にアクセス可能なものとする。
1. 次に掲げる場合における犯罪の容疑に関係があると認められる情報
 - a) 1年以上の法定の拘禁刑が科せられる罪を構成する場合
 - b) 組織的に行われる場合
 2. 犯罪の捜査又は訴追にかかわって発生す

(7) 欧州経済領域。EU27 各国並びにノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン。

(8) offentlighets- och sekretesslag (2009:400)

る情報

3. 実際の任務遂行の必要上、国際的な事業の遂行に必要とされる情報
4. 沿岸警備隊の管理センターに報告された情報

特別の情報

第2条

- (1) 前条に基づく取扱いにおいては、特定の情報を用い又は他の別の方法により、個人情報を取扱いについて、さらに詳細に目的を明確化しなければならない。

第3条

- (1) 第1条に基づき取り扱われる情報が、犯罪又は第1条第1項に定めるような罪となる行為を実行した若しくは実行を試みた被疑者でない者から直接に生じる場合、特定の情報を通じ又はその他の方法により、当該者が被疑者ではないことを明確にしなければならない。
- (2) 罪となる行為の容疑に関係すると思われる者の情報は、それらが不必要である特定の状況下でないならば、その情報に関する情報提供者の信頼性及び当該情報の正確性に関する情報を備えていなければならない。

検索

第4条

- (1) 共通にアクセス可能な個人情報の検索に際しては、第2章第7条第1項に規定する情報は、検索語として利用してはならない。
- (2) 前項の規定は、犯罪の分類又は人の外観を表す情報の検索語としての利用を妨げない。

第5条

- (1) 共通にアクセスが可能であった情報中の氏名、個人番号、整理番号、その他これらに類

似する個人を特定する情報の検索に際しては、検索対象者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合の情報に限り、アクセスが認められる。

1. 刑事告訴されていること。
 2. 犯罪の被疑者であり又は被疑者であったこと。
 3. 第1条第1項1号に規定するような罪となる行為を行い又は行おうとしたことについて、その被疑者であること。
 4. 犯罪を通報したこと。
 5. 犯罪の責任が科される事態における被害者であること。
 6. ある事件において、証人又は情報若しくは供述を提供するその他の者として存在していること。
 7. ある行為を行った又は提供されたこと。
 8. 行方不明としての届出がされていること。
 9. 重度の暴行を伴う侵害に遭遇する可能性があると認められたこと。
 10. (行方不明で) 搜索されていること。
- (2) 前項に規定する情報へのアクセス制限についての法令については、政府又は政府が定める公的機関が定める。

第6条

- (1) 前条における制限は、次に掲げる各号のいずれかにあたる場合には適用されない。
 1. 特定行為又は特定の事件の検索
 2. 特定の犯罪の捜査のためになされ、当該捜査に携わる者のみがアクセスした集積情報の検索

直接的なアクセス

第7条

- (1) 警察庁、地方の警察機関、経済犯罪検察機構、高等検察庁、税関及び国税庁は、沿岸警

備隊による犯罪対策活動における個人情報に対し、直接的なアクセスが認められる。直接的なアクセスは、共通にアクセスされていた個人情報に限り認められる。

- (2) 直接的なアクセスを認められる公的機関は、各公務員がその任務を遂行するために必要な範囲内に、個人情報へのアクセスを制限することの責任を負う。
- (3) 政府又は政府の定める公的機関は、直接的なアクセスの範囲及びより詳細な条件並びにセキュリティに関する法令を定める。

犯罪の捜査又は訴追の際の個人情報の保存

第8条

- (1) 沿岸警備隊の犯罪対策活動として、共通にアクセスされた犯罪の捜査又は訴追に関する特定の事態における個人情報の保存期間について、次条及び第10条に規定する。

第9条

- (1) 告訴された事件が犯罪を構成しない場合に、沿岸警備隊の犯罪対策活動において、当該告訴における個人情報は、それ以上取り扱われてはならない。また、刑事告訴が捜査又はそれに相当する他の調査の端緒とならない場合、個人情報は、沿岸警備隊の犯罪対策活動において取り扱われてはならず、当該犯罪は、もはや訴追されてはならない。

第10条

- (1) 捜査により、訴追又は他の裁判所の審理が開始する場合、当該捜査の個人情報は、当該決定がなされた暦年の終わりから5年を過ぎたとき又は訴訟原因に関して下された決定が確定したときは、沿岸警備隊の犯罪対策活動において取り扱われてはならない。
- (2) 捜査が中止され、又は訴追に至る以外の方

法で終了した場合、当該捜査の個人情報は、検察官又は捜査の指揮者により当該決定がなされた暦年の終わりから5年を過ぎたときは、沿岸警備隊の犯罪対策活動において取り扱われてはならない。

- (3) 第1項及び前項は、訴訟手続法典⁽⁹⁾第23章の規定に従い手続がおこなわれる他の捜査における個人情報についても適用する。

第11条

- (1) 沿岸警備隊の犯罪対策活動における第9条及び前条に規定する期間を超える、特定の分野の個人情報の保存期間については、政府が法令で定める。

第12条

- (1) 訴追が中断され、無罪判決が確定し、又はある者に対する捜査が中断された場合には、当該者は、以後、被疑者として検索可能とされてはならない。

その他の個人情報の保存と廃棄

第13条

- (1) 第1条第1項、第3項又は第4項に基づき共通にアクセス可能であった個人情報に関しては、次項から第4項までが適用される。
- (2) 第1条第1項に規定する罪となる行為に関する（個人）情報は、当該者が登録対象とされた暦年の終わりから3年で廃棄されなければならない。2年以上の拘禁刑を科すと規定される犯罪を構成する罪となる行為に係るとされる情報は、登録がなされた暦年の終わりから5年で選別されなければならない。個人に関する新しい登録が廃棄猶予の終了前になされる場合は、当該者に関して存在する情報は、当該者の情報中に保管が認められる情報がある限り、廃棄する必要はない。

(9) rättegångsbalk (1942:740)

- (3) 第1条第3項に基づき取り扱われた情報は、情報が取り扱われた事件が終了した暦年の終わりから1年で廃棄されなければならない。
- (4) 第1条第4項に基づき取り扱われた情報は、最初に取り扱いが自動化された暦年の終わりから1年で廃棄されなければならない。

第14条

- (1) 前条で規定する期間を超えて保管が認められる個人情報の特定のカテゴリについては、政府が法令で定める。
- (2) 前条の特例として、歴史的、統計的又は学術的目的のために個人情報が保管されることを認める場合については、政府又は政府が定める公的機関が法令で定める。

第5章 他の作戦的活動における個人情報の取扱い

目的及び共通にアクセス可能な情報

第1条

- (1) 次の各号に掲げる事項のため必要とされる場合には、犯罪対策以外の他の作戦的活動においても個人情報の提供が認められる。
 - 1. 公の秩序及び海洋の保安の監視並びに沿岸警備隊が遂行の責任を負っている監督及び管理を遂行するための海洋監視活動を遂行するため
 - 2. 海難救助任務の遂行のため
 - 3. 民間が必要とする海洋監視の調整及び関係する公的機関への民間の海洋情報の提供のため
 - 4. 水質汚染手数料に関する問題の調査及び決定並びに手数料の受領のため
 - 5. 海洋監視及び海難救助任務に関する国際協力枠組みにおける責務の遂行のため
- (2) 前項に基づき取り扱われる個人情報は、共通にアクセス可能とする。

第2条

- (1) 次の各号に掲げる活動に必要な情報を提供するため、前条に規定する個人情報の取扱いが必要である場合には、当該個人情報は、取扱いが認められる。
 - 1. 沿岸警備隊の犯罪対策活動
 - 2. 次に掲げる場合のいずれかにおける他の公的機関の活動
 - a) 法律又は規則に基づき、沿岸警備隊が特定の情報を用いて、公的機関を支援する責任を負う場合
 - b) 省庁横断的な活動の枠組みにより情報が提供される場合
 - 3. 外国の公的機関の下での類似の活動
- (2) 前条に基づき取り扱われる個人情報は、議会及び政府への情報提供のため並びに情報提供義務の範囲内で必要である場合にも、取扱いが認められる。
- (3) 前条に基づき取り扱われる個人情報は、情報が収集される目的と矛盾しない目的である場合は、第1項及び前項に規定する目的以外の目的での情報提供を行うための取扱いも認められる。

第3条

- (1) 第1条に基づき個人情報が沿岸警備隊の活動において取り扱われた際、犯罪の容疑又は罪となる行為が生じた場合は、第3章及び第4章を適用する。

検索

第4条

- (1) 個人情報の検索に際して、第2章第7条第1項に規定する情報は、検索語として利用してはならない。
- (2) 前項は、人の外観を表示する情報を検索語として用いることを妨げない。

直接的なアクセス

第5条

- (1) 第1条に基づき取り扱われる個人情報への直接的なアクセスをいかなる国内の公的機関に認めるかについては、政府が法令で定める。直接的なアクセスは、共通にアクセスされていた個人情報のみを対象とする。直接的なアクセスは、第2章第7条第1項において定める個人情報を対象としない。直接的なアクセスの責任を負う公的機関は、その職務を遂行するため各公務員が必要とする範囲内に限り、個人情報へのアクセスを認められる。
- (2) 第1条に基づき取り扱われる個人情報への外国の公的機関の直接的なアクセスについては、政府が法令で定める。直接的なアクセスは、共通にアクセスされていた個人情報のみを対象とする。第2章第7条第1項に定める個人情報については直接的なアクセスをすることができない。
- (3) 直接的なアクセス並びに権限及びセキュリティの範囲については、政府又は政府が定める公的機関が法令で定める。

情報の提供

第6条

- (1) 国内及び海外の公的機関への提供が認められる個人情報の範囲については、政府が法令で定める。
- (2) 情報提供を認める場合については、公的事項及び秘密保護法（2009:400）においても規定を設けるものとする。

保存と廃棄

第7条

- (1) 取扱いが自動化される個人情報は、政府又は政府の定める公的機関により、廃棄が特定の期限までに行われ、又は歴史的、統計的若しくは学術的目的のために保存することができる旨の法令が制定されていない限り、それらが取り扱われる目的に照らし、必要がなくなった時点で、可能な限り速やかに廃棄しなければならない。
- (2) デジタルアーカイヴィングについては、政府が法令で定める。

(いび みえこ)